令和元年11月5日

第1回総合教育会議 議事録

文京区

第1回総合教育会議議事録

第 1 号

令和元年 第1回会議

日時:令和元年11月5日(火)午後1時10分

場所:教育委員会室

修	廣	澤	成	長	区	京	文		
				文京区教育委員会					
_	裕	藤	加	長	育	Ţ	耄		
三	幸	嶋	田	員		Ē	委		
子	節	井	坪	員		Š	委		
代	智	Ш	715	昌		i	委		

「説明のために出席した区職員」	企	画 政	策部	長	久	住	智	治
	企	画	課	長	大	Ш	秀	樹

子ども家庭支援 多 田 栄一郎

センター所長

児童相談所準備 木口正和

担当課長

教育推進部長山崎克己教育総務課長吉田雄大教育指導課長松原修

令和元年度 第1回総合教育会議次第

日時:令和元年11月5日(火)午後1時10分

場所:教育委員会室

- 1 開会
- 2 議題
- (1) 文京区の児童虐待の現状について

(資料第1-1号,第1-2号)

(2) 文京区の教育における新たな学びの視点について

(資料第2号)

3 閉会

1 開会

(13:11)

○成澤区長 ただいまから令和元年度第1回総合教育会議を開催いたします。

本日は、次第のとおり議題を2件設けております。まず、文京区の児童虐待の現状についてです。 児童虐待については、発生件数が増加傾向にあり、全国各地で痛ましい事件が発生するなど、喫緊 の課題となっております。

そこで、文京区の現状をお伝えするとともに、児童相談所設置に向けた取り組みを報告させていただきます。

また、教育局からは、文京区の教育における新たな学びの視点についての報告をいただきます。 限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただき、活発な議論ができればと考えて おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 題

- (1) 文京区の児童虐待の現状について
- **○成澤区長** それでは、早速ですが、次第に沿って進行してまいります。

初めに、議題の(1)「文京区の児童虐待の現状について」でございます。

それでは、資料第1号—1を子ども家庭支援センターの所長、資料第1号—2を児童相談所準備担当課長から説明をさせていただきます。

〇子ども家庭支援センター所長 説明をさせていただきます。時間としてはそれぞれ5分程度を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

資料1-1ということで、私のほうから、今お話がありました虐待に関する文京区の状況と、児 童虐待の対応の流れについてお話をさせていただきます。

2ページ、文京区の児童虐待の現状①とあります。ご覧のとおりの数字でございます。国のほうでは 15 万 9850 件、東京都では 1 万 6967 件という数字が上がっております。今年度の状況は、昨年度が 416 件という数字でありましたが、今既に 8 割ぐらいの数字が出ていまして、ここのところ、死亡に至るような事故が続いているということで、通報等が今まで以上に届いているということなのかと思っているところでございます。

2ページの下の部分の、児童虐待の4種類の種別の割合については、全国や東京都とおおむね同じような状況になってございます。

3ページ、年齢別の相談処理状況ですが、この点若干特徴と言えば、ゼロ歳から3歳未満の部分が、ネウボラ事業等が取り組んでいるところで、ほかの区に比べて若干数字が多いかなというところと、3ページの下の部分、こちらも保健所の数字が若干多いのかなと分析しております。右から2番目の学校等の部分については、いつでもこのあたりは数字が多いところで、学校との連携が進んでいると考えているところでございます。

4ページにお進みいただきまして、一時保護の状況でございます。この数字のとおりですが、30年は、実人数で46人ということで、文京区児童相談所を今つくる準備をしているわけですが、定員については10名程度を想定しているということでございます。

4ページの下の部分、「子ども家庭支援センターとは」ということですが、基本的にはよろず相談ということで、さまざまなご相談を受けるとともに、必要に応じて関係機関につないでいるということです。一番下の要保護児童対策地域協議会の調整機関という役割も担っております。

それから、5ページ、「職員体制」ですが、現状は相談員が16名、専門相談の職員が5名、このあたりも、平成15年に子家センが設置され、当時5人ということを考えると、数字的には大分ふやしてはいますが、増加する虐待対応になかなか追いついていけないという状況です。あと、ご覧のとおり、多職種ということで幅広く職種を広げているという取り組みもしているところでございます。

5ページは割愛させていただきます。

6ページからは、「相談業務の流れ」ということで、児童相談所における相談業務の流れとして、相談があって、初動調査、受理会議をして、一定、情報を集めた上で、改めて調査をしたり、支援方針を決定したりということで、このような流れで虐待対応をしております。本区においては、毎週木曜日の午前中に支援方針会議を実施しているところでございます。

7ページの上も、似たようなお話なので割愛をさせていただきます。

7ページの下が、要保護児童対策地域協議会です。通常、代表者会議と実務者会議、個別ケース会議ということで3構成でやっている自治体が多いんですが、文京区の場合は、大病院が非常に多うございますので、医療関係者会議ということで、ほかの自治体にはない会議体を設けて実施をしているところでございます。

先週、実務者会議第3回目を行いましたけれども、ここでは警察の富坂署と大塚署の係長さんを呼んで、警察との連携をテーマにして活発な議論をしたところでございます。

8ページにお進みいただいて、上の部分は要対協のイメージ図ですが、その下にありますように、

要対協を補足するということで、おせっかい地域ネットワークという取り組みもしているところでございます。

9ページは、「発見・連絡のポイント」ということで、こういったことをご連絡してほしいという ことを、関係機関をはじめ広く周知をしています。

最後に、子家センへのつなぎ方ということで、「信頼できる場所があるから」とか、こういうようなセリフ、フレーズを使っていただいて、できるだけ子ども家庭支援センターのほうにつなげてくださいということございます。

最後 10 ページですが、「子ども家庭支援センターで行っている事業」ということで、育児支援へ ルパー派遣事業、育児スキルトレーニング、子どもの最善の利益を守る法律専門相談ということで、 離婚の際の養育費とか面会交流といったことに一定特化した法律の専門相談を実施しております。

最後に、10ページの下は、子ども貧困についての対策ということで、子ども応援サポート室というのを設置しているところでございます。特に昨年度から巡回訪問の実施ということで、相談を待っているのではなく、こちらからアウトリーチということで、小・中学校・幼稚園・保育園を訪問して、気になるお子さんについての掘り起こしを進めており、一定効果を上げているところでございます。

早くなりましたけれども、説明は以上です。

○児童相談所準備担当課長 それでは、続きまして、資料第1-2号に基づきまして、児童相談所の設置に向けた文京区の取り組みについて、ご説明をいたします。

1 枚おめくりいただきまして、2ページ目のシート3をご覧ください。先ほど子ども家庭支援センター所長からもご説明ありましたとおり、現在、本区におきましては、区の子ども家庭支援センターのほうで児童相談を行っておりますけれども、東京都全体で考えますと、いわゆる文京区と東京都の児童相談所の二元体制で児童相談体制を運営しております。この児童相談所と子ども家庭支援センターの間にはさまざまな連携関係を既に今設けておりまして、例えば区の子家センから、児童相談所であれば、いろいろ情報提供したり、逆に、最近の動きでもございますが、都児相のほうから区の子家センのほうに送致をしたりとか、そういった流れもございます。2者連携して現在対応しているところでございます。

「児童相談所の概要」の設置の目的は、児童相談所もどうしても虐待のイメージが強いんですけれども、虐待を中心に、虐待以外にもさまざまな相談に応じて、その子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことで、子どもの権利を擁護するといったことでございます。原則的には都道府県、政

令指定都市、中核市の3市ということで、ことしの4月1日から明石市が新たに設置されたところでございます。

役割といたしましては、特に、①の専門的な知識や技術を必要とするものに応じることが1つございますのと、次の3ページ目のシートの5、業務といたしましても、とりわけ、今度文京区の児童相談所になった場合に、今の子ども家庭支援センターと異なるところは、③の一時保護とか④の措置といったところが新たな機能となってまいります。

こういった専門性が求められる職場でありますので、職員としても、所長以下、児童福祉等専門 性の高いスタッフによって構成されるものとなっております。

現在の児童相談所の状況ということで、東京都のほうの数字をご紹介いたします。文京区の子ども家庭支援センターも対応件数が非常にふえておりますが、東京都の児童相談所も大きくふえております。平成25年度との比較で言えば、いわゆる虐待に関する相談が835件から、4年後には2675件になっております。さまざまな相談を合計したものでも2618件から4664件と、ここ5年弱でこれだけふえているところでございます。また、直近の平成30年度につきましては、口頭でのご案内になりますが、虐待が3200件で、合計が5390件ということで、29年度と比較しましても、件数が大きく伸びている状況にございます。

1枚おめくりください。4ページ目になります。「子ども家庭支援センターと児童相談所との違いは?」というところで、特に大きな違いとしては、四角の3つ目の一時保護機能というところです。こちらにつきましては、どうしてもご家庭にお子さんをお返しすることができない場合、一時的に保護することになります。原則2カ月以内というルールの中で行うものでございます。ただし、現実的にはこの保護期間が長期化しているという状況もございます。

あわせまして、下のシート8のほうでは、措置ということで、例えば児童養護施設への入所手続などにつきましては、児童福祉施設へいわゆる措置という手続をとることとなります。あわせまして、立入調査等の児童福祉法や児童虐待防止法に基づく法的権限が現在の子ども家庭支援センターと比べまして、大きく変わるところでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。「これまでの経緯」ということで、28 年の5月に児童福祉法の改正に伴いまして、特別区も児童相談所設置可能となりました。本区におきましては、副区長をトップとする検討委員会を設置し、さらにその下に関係課長による部会等を設けて検討を進めてまいりました。児童相談所の場所といたしましては、小石川3丁目14番、伝通院さんの隣の土地を確保し、ことしの3月には児童相談所の基本的な考え方をまとめた基本計画を策定したところで

ございます。

今年度の主な取り組みといたしましては、下にございますが、この計画に基づいて具体的な運営 方法の検討とか建物の基本設計などを行っているところでございます。

1 枚おめくりください。6 ページの 11 番シートです。基本計画にも掲げておりますが、基本方針ということで、子どもの最善の利益を守るということで3つ掲げておりますが、とりわけ下の3点目につきましては、今までの東京都という広域的自治体から基礎的自治体に児童相談所が移管されるということで、基礎的自治体ならでは取り組みをできればということで書いてございます。

現時点での新しい児童相談所の組織、人員のイメージとしては、まず組織については、所長以下、 係は6つ程度を今構想しております。現在の子ども家庭支援センターが2つの係で運営しておりま すので、組織の規模もかなり大きくなってまいります。

続きまして、7ページをご覧ください。今度は、新しい児童相談所の職員数の案でございます。 総勢84名ということで、現在の子ども家庭支援センターが40名でございますので、約倍になるも のでございます。

一時保護所も併設いたします。一時保護所は、どうしても虐待のイメージが強いんですけれども、 虐待以外にもさまざまな養護の問題がございますので、そういった問題があるお子さんもお預かり いたしますし、あるいは非行のお子さんなんかも保護されることになります。

8ページをご覧ください。一時保護所におきましては、まずは子どもの安全を確保し、かつそのお子さんのアセスメント、行動観察等をしてお子さんの状況をしっかり把握するといったところを機能としておるところでございます。文京区の保護所の定員は10名を想定しております。

今後、児相開設に向けた課題は、幾つありますが、主なものといたしましては、まず1点目は、 やはり職員の確保・育成でございます。非常に専門性が求められる職場でございますので、まずこれが1点目。

2点目といたしましては、今まで以上に、区の内外の関係機関と連携する場面がさらにふえてまいりますので、そういった皆様との連携体制の構築も今後しっかり準備していく必要があるものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。とりわけ学校とか教育委員会さんと児童相談所のかかわり方ということで例示をしております。例えば①でいいますと、よその区のお子さんが、文京区内の里親の方に里親委託されて、転校がどうしても必要になる場合に、そういった手続や、非行や不登校などの行動を有するお子さんへの対応などが想定されます。また、各学校さんとの連携といた

しましても、虐待等の通報の体制とか児童相談所が具体的な援助をする際の学校の先生方あるいは スクールカウンセラーさんとの連携といったところが想定されるものでございます。

最後に、児童相談所設置市義務といいまして、児童相談所を設置する市になりますと、関連して 児童福祉の業務の代表的な 16 事務が同じく東京都から移管されます。こちらに例示されているよ うな事務が移管されますので、あわせてこういった事務にも対応していく必要が出てくるものでご ざいます。

最後、10 ページ目になります。「開設に向けた今後の準備の予定」ということで、ハード面では、 引き続き設計をしっかりやっていくというところ、ソフト面におきましては、具体的な児相の運営 方法とか関係機関の皆様との連携方法の検討、さらには職員の確保・育成といったところを進めて まいりたいと考えております。

説明は以上です。

○成澤区長 説明は以上でございます。ただいまの説明につきまして、教育委員の皆様方のご意見 等頂戴できればと思います。

○坪井委員 教育委員という立場ではあるんですけれども、児童福祉の現場にいる者として幾つか 伺いたいと思っています。

特に一時保護に関して、私たちがやっているのは一時保護なので、余計関心があります。私、今、厚労省の一時保護所に対する第三者評価、児童相談所の第三者評価基準を設定する委員をしています。既に、一時保護所の第三者基準というのは、昨年度の答申で細かいものが出ています。一時保護所というところで子どもの権利を擁護していくためには一体どのようなことが必要かという要綱が出ております。それについて第三者評価をどう行うかという段階まで来ていますので、新たに一時保護所をつくっていくに当たっては、今までの一時保護所について検討されてきた子どもの権利実現のためのさまざまな施策の必要性を前もってきちっと学んでというか、研究していただきたい。今までのところで、出入りの自由、通学の自由など学習権保障とか、通信、面会の自由、身体拘束に問題ないかとか、いろんな権利が出てきておりますけれども、そうしたことの保障プラス虐待をされている子どもたちはどういう子どもたちが来て、その子どもたちがどういう支援を真っ先に必要としているかということを考える一時保護所になっていただきたい。

こういうことを言いたくはありませんけれども、全国の児童相談所の一時保護所の基準からいいますと、東京都の一時保護所は大変評価がよくない。したがって、東京都の一時保護所のレベルで 一時保護所を開設することになりますと、子どもの権利が本当に守れるか。子どもを安心して一時 保護されるところになるかというと、とても疑問だという意見が、実際は出てきているほどなので、一時保護所として評価の高い一時保護所、千葉にもあるし、九州にもありますので、そういうところなども参考にしていただいて、文京区ならではの一時保護所をぜひともつくっていただきたいなということが1点です。

もう1つですが、一時保護所で苦労されるのは、自分のところで、例えば 10 人枠があったとして も、必ずしも一時保護する子が全部そこに入れるかというと、それはなかなか難しい。例えば、文 京区内の事件で両親が近傍にいる。いろいろな事案があるでしょう。ネグレクトだったら大丈夫な んだけれども、特に文京区でありそうな心理的虐待系、教育虐待系の親で親権者が「返せ、返せ」 と言ってくるような、そういう事案の子どもを、場所がわかっている一時保護所で守り切れるかと いう問題があります。そういうときにどこか別の一時保護所に委託をしなければならないというこ とが出てくると思います。

それから、どこでもお困りになっているのは高齢児で、一応 18 未満ということになっているんですけど、16、17 の子どもがいつも入れるかというとすごく難しい。それから、同じ学校、同じ幼稚園の子が先に入っていた場合に、その子が入れられるかというと、それがすごく難しい。そういう場合に外部の機関に委託しなければならないということが起きてくると思います。一時保護所をつくるけれども、一時保護委託をする先、都であれば児童養護施設に一時保護委託をしたり、そのほかの一時保護所にとやったり、里親さんに一時委託しているわけです。カリヨンもそうです。そういった一時保護委託先との連携がないと、非常に困ってくるんじゃないかなと思うので、そうしたあたり、今ちょっと気づいたことだけなんですけど、一時保護所をつくるためにはそういったことに十分留意していただいて、つくるのであればいい一時保護所をお願いしたいと思っております。 〇児童相談所準備担当課長 1番目のご指摘につきましては、東京都に限らず、いろんな自治体の一時保護所について、引き続き研究してまいりたいと思います。たまたま今年度、さいたま市と千葉市さんの保護所には実際見学に行ってまいりまして、それぞれ特徴はありますが、いろいろ工夫されていました。先ほどご指摘あったように、ほかの全国的な事例も研究してまいりたいと思います。

後者のご指摘につきましては、1つ今具体的な検討もなされております。ほかの特別区も幾つか 児童相談所を今後つくってまいりますので、そういったところに、文京区のお子さんを文京区で一 時保護するのにいろいろ課題がある場合にはよその区の児童相談所に一時保護を委託するような流 れも今検討しているところでございますので、そういった広域的な動きとか、ご指摘ありました児 童養護施設とも連携ができるように関係をつくっていければと考えております。

〇田嶋委員 勉強不足なので教えていただきたいんですが、ここで児童相談所と子ども支援センターの法的権限が違うと書かれています。どのレベルで違うんでしょうか。

○児童相談所準備担当課長 基本的には児童福祉法と児童虐待防止法に、それぞれ規定がされているんですが、一番象徴的な例を申し上げますと、今話題がありました一時保護というものがあります。基本的には児童相談所に一時保護所は大体併設しておりまして、そこで保護することもありますが、先ほど委員からもお話がございましたとおり、児童養護施設とかに一時保護を委託してやってもらうこともございます。その一時保護をこのお子さんに対してするかしないかの決定権が子ども家庭支援センターにはなくて、児童相談所にはあるというところになりますので、現在も区で、例えば子ども家庭支援センターでそういう一時保護が必要となるような深刻な事案がありましたら、それは子ども家庭支援センターだけでは対応できませんので、東京都の児童相談所と連携して、最終的には東京都のほうで一時保護をするという決定をするといったところが一番象徴的な違いでございます。

○田嶋委員 よく、ほかのところで起きてしまった最悪のケースのとき、特に年齢が低ければ低いほど、どんなに親が悪くても大体親につきますよね。そういうときにしっかりとした引き離す権限、そういう意味でこの子ども支援センターの弁護士さんが専門相談員で入っていますけれども、通常は入ってないですよね。そういう役目とか警察との連携はどんなふうになっていますか。

○児童相談所準備担当課長 ご承知のとおり、今、児童相談所は法的な権限をかなり行使する機会がありますので、弁護士の皆さんとの連携は必要になります。今回、児童福祉法の改正もございまして、常に弁護士さんと相談、協力できる体制をつくることという規定が法にも盛り込まれましたし、自治体によってやり方は異なるんですが、常勤の弁護士を置いたり、非常勤の弁護士を職員として置いたりといった取り組み事例がございますので、本区の児童相談所におきましても、弁護士の先生と協力しながらやることを考えております。

また、警察につきましても、時にはどうしても保護者対応等するときに、警察の力が必要になることもございます。一般的な自治体では警察のOBの方が配属されているケースも多いんですが、一部の自治体では現役の警察の方が配属されていることもございますので、本区も何らかの形で警察の方との協力体制をとっていこうと考えております。

○坪井委員 子どもの一時保護に親が反対するという場合に、児童相談所の一時保護ということはできなくなってしまうんです。そのときに家庭裁判所が、児童福祉法 28 条という法律があって、児

童相談所長が家庭裁判所に申し立てるんです。28 条案件といいますが、28 条に基づいて子どもを保護していいということを許可してくれということを申し立てるんです。そこで家庭裁判所は事案を見て、迅速にこの子は保護すべきだということを許可しますと、児童相談所が一時保護、親の意思に反しても守る。弁護士はいろんなことをやりますけれども、そこの代理人になるというのがとても今多くなっています。28 条申し立てといいますが、それをしていく。しかも2年ごとに更新していかなくちゃならないわけです。そのたびに家庭裁判所のチェックが入る。そういうことで子どもを、家庭裁判所と児童相談所が一緒になって、親権者から守るというシステムになっている。それは児童相談所しかできない。子ども家庭支援センターはそれをできないので、権限は随分違うと思います。

○小川委員 最初のほうの説明があった3ページの「文京区の児童虐待の現状④」で、学校を通して子ども家庭支援センターへ報告されているということですが、思っていたより数としては大きいのかなと思っています。学校側は毎年 80 件を超えるようなこういった事態をどういうふうにキャッチして、家庭支援センターに連絡されているんでしょうか。

〇子ども家庭支援センター所長 我々、関係機関向けのマニュアルみたいなものを作成していますが、そういったときに気づきのポイントというのがいろいろあります。衣服の乱れとか、給食のときにガツガツ食べちゃうとか、そういったことを関係機関と共有をさせていただいて、その上で、この子、ちょっと心配なんだけどというところで通報いただくときもあります。一番多いのは傷とかあざです。不自然な傷、あざがあったときに大至急、子家センなり児相に報告してくださいということを日々言っている中で、こういう連絡につながっていると考えています。

○小川委員 傷とかだったら、今回3分の1の子どもたちということになると思うので、確かに気がつきやすいかなと思うんですけど、心理的虐待みたいなものは、占めている割合としては結構多いんだなと驚いた部分です。こういうのはなかなか気がつきにくいんじゃないか。食べ方とかだったら、確かにネグレクトで食事を与えてもらえてないかもしれないというのがあるかと思いますが、心理的虐待は大体このぐらいの数字なのかどうか。文京区のこの数字が一般的かどうかということも教えていただきたい。こういったことを含めて学校側が、気がついて家庭支援センターに連絡されているのかということも教えていただければと思います。

〇子ども家庭支援センター所長 心理的虐待なんですが、数年からこの部分の割合が非常にふえていて、時々報道もされます。面前 DV、父親なり母親が子どもの前で暴力を振るうというのが面前 DVですが、これは全部心理的虐待に当たりまして、ここのところを警察側が全国どこの警察署も

徹底的に取り締まりをしています。その分で、物すごい勢いで数字が伸びていて、今 44%という数字になっています。この割合自体は、全国の警察が同じように取り組みをしていますので、東京都も国も基本的には変わらないです。

いわゆる面前DV以外の心理的虐待というのはすぐには、傷、あざではないので、読み取れない 部分があります。そのあたりは注意深く日ごろの様子を見ていかないとなかなかつなぎ切れないと ころがあるかなと思っております。

○児童相談所準備担当課長 ちょっと補足いたしますと、先ほど全国の児童虐待の対応件数が、15万件を超えて、15万9850件までいっています。今話題になりました心理的虐待につきましては、8万8389件、55.3%ということで、全国的に見ましても、半分ちょっとが心理的虐待になっておりまして、今ご説明いたしましたとおり、面前 D V の増加に伴うところがございます。

〇坪井委員 今のに関して、学校や幼稚園が虐待通告を子家センにしている場合に、親が、学校や 幼稚園に対して抗議を申し入れてトラブルになっているような事案というのはないんですか。

〇子ども家庭支援センター所長 もちろんありますね。ただ、一番問題なのは、不自然な傷、あざがあれば、誰が見てもわかりますよね。そうじゃないケースのいわゆるグレーな部分をどう、学校や幼稚園が子家センにつないでくれるのかというのが、一番難しいところです。多分何かあるだろうなと教育現場もわかっているんですが、これを言っちゃうと、その親に対して虐待をしていると疑っていると思われると関係性がこじれるので、そこでどうしてもちゅうちょされる。通報じゃなくて、とりあえず気になる子がいるんだけども程度で連絡をいただくとか。確かにそこは毎日悩んでいるんですけど、どういったつなぎ方がいいのかというのは、なかなか正解がないので、その都度その都度校長先生なり副校長先生とやりとりをして、頭を下げたり、怒られたりしながら、日々取り組んでいるところです。そこは100%の対応はなかなか難しいかなと思っています。

〇成澤区長 よろしいでしょうか。

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

資料にもありましたように、年々児童虐待件数が増加している中で、東京都での児相体制だけでは子どもの最善利益を守れないだろうということで、特別区では順次、児相の設置に取り組むということになっておりますが、報道等でも深刻事例が数多く起きている中で、国が職員増をそれぞれの自治体に求めているということもあって、私ども、これから児相を設置しようという自治体にとっては、マンパワーの確保に苦労するという状態が続いているのも事実でございます。

さまざまな困難な課題はございますが、できる限り早く本区でも児相を設置して、都に集中して

いるものをそれぞれの自治体で、住民に最も身近なところでも対応できるような体制づくりにこれ からも努めてまいりたいと思います。

(2) 文京区の教育における新たな学びの視点について

〇成澤区長 続いて、議題の(2)に進みます。

教育総務課長から資料第2号の説明をお願いいたします。

○教育総務課長 資料第2号「文京区における新たな学びの視点について」のご説明をさせていただきます。

まず、上段の「社会の変化と文京区の子どもの現状」でございます。例えば、新学習指導要領ですとか、Society 5.0、新しい学力観への転換、こういった社会的な状況があります。上段の四角の枠に囲まれています「他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力」、「答えが1つではない課題に対して向き合うような学び」、こういったものが今後必要とされるものではないかということで議論がされてまいりました。

文京区の子どもたちの現状はどうかというところでございますが、学力が高く、学ぶ力がある。 一方、他者との関係づくりがうまくいかない場合があるというところも指摘されているところでございます。

社会の大きな変化に向けて、長所を伸ばし、課題を解決する必要性があるという認識を改めていたしました。

こういったところから新たな学びの視点として、教育に関する研究会で出したものは、「新しい未来の創り手の育成」ということでございます。「~かかわる 見つける 伝える~」ということでございます。言葉とかかわりを重視した教育活動の推進を図っていくべきだろうというところでございます。

「持続可能な社会を見据えて、新たな未来を創る子どもたちを育成する」という方向性のもとに、 さまざまな地域資源等とのかかわりの中で、子どもたちが感じ、考え、見つけたものをまず言葉で 論理的に表現する「課題発見・問題解決型の学び」、また「対話的で協働的な学び」ということが重 要である。こういったことによって、他者と協働していく力、自律的に判断する力、自己実現を図 る力などを育んでいくというところを目指していこうという形になりました。

下のところで、「見つける」「伝える」「かかわる」ということで、核となるのはコミュニケーションがあって、「文の京」の人・自然・地域等とのかかわり。課題を発見し、物事の価値、真実、歴史、

なりたい職業等を見つける。深く考え、言葉で論理的に伝える。こういった形で回していこうというところでございます。

こういった形で、新たな学びの視点を、今後、文京区の教育現場でも実際にしっかりと推進して いきたいという形で取りまとめたものでございます。

資料第2号については、以上でございます。

- **○成澤区長** それでは、ただいまの説明について、教育委員の皆様方から、ご意見等ございました ら、お願いをいたします。
- **〇坪井委員** 今ご説明いただいたことは、5カ年の教育振興計画にこれがどういうふうに当てはめられていくことになるんですか。
- ○教育総務課長 今回資料としては、この場ではつけてなくて、次の教育委員会でお示しする形になっております。教育委員会の資料第3号2枚目のA3横のものをお開きください。こちらに「文京区教育委員会教育指針(イメージ)」とございます。

今までの教育振興基本計画においては、大きな施策体系といたしましては、視点1「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」、視点2「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」、視点3「子どもの学びを保障する教育環境」、これは今までの教育基本計画の中で掲げられていた視点でございます。

下に、視点4「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」というのがございます。 これが今般、先ほど説明した新たな視点ということで加えたものでございます。イメージとしては 矢印が下から上に伸びていますけれども、新たに私どもの研究会のほうで議論してきたものは、視 点1、視点2、視点3にも全てかかわっていくというイメージで、関連づけられている。新たな視 点をこういった形で添えていくという形で考えているということでございます。

○成澤区長 私の仕切りが悪かったのかもしれません。この後、この教育指針については、2時からの教育委員会でご議論いただくということでございまして、新たな学びの視点については、前々回の総合教育会議において私から、本区の高い教育水準を受けさせようということで、小学校入学のタイミング等で、転入等がふえているという現状を踏まえて、これまでの本区が提供してきた教育力のみならず、さらに発展的に何か提供できるものを考えてほしいということについて、このような形で、新たな学びの視点というものを教育委員会でご検討いただいていることと認識をしております。

細かい点については、この後の教育委員会で教育委員の先生方にご議論をいただいて、しかるべ

き方向性を頂戴して、具体的な事業につながるような提案があれば、私ども区長部局として、予算 化等を図ってまいりたいと思っているところでございます。詳細については、後ほどの教育委員会 でお願いできればと思います。

特によろしいですか。

3 閉会

○成澤区長 それでは、特になければ、これをもちまして令和元年度の第1回総合教育会議を終了 といたします。この後の教育委員会でぜひとも活発なご意見をいただいて、新たな教育指針が充実 したものになりますようご協力をお願い申し上げたいと存じます。きょうはありがとうございまし た。

(13:53)